

## [事案 2025-50] 入院給付金支払等請求

・令和8年2月25日 裁定打切り

### <事案の概要>

カルテ・看護記録等の提出がないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和6年7月から約30日間、脳梗塞、出血性胃潰瘍の傷病名で入院したため、令和6年4月に契約した組立型保険にもとづき給付金を請求したが、入院時のカルテ・看護記録等の提出がないことを理由に、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金および就業不能給付金を支払ってほしい。

(1)軽度の脳梗塞と診断されて入院し、その後胃潰瘍との診断も受けて手術も受けたので、保険会社に対して給付金を請求したが、保険会社から、「病院からカルテ・看護記録等の提出がないので、給付金が支払えません」との回答があった。自分は、弁護士を介して、カルテ・看護記録等の開示を病院に請求したところ、病院からは、カルテ・看護記録等はわたさないが、面談で対応するとのことであった。そこで、保険会社に対し、病院との面談をお願いしたが、対応してもらえず、給付金は受け取れていない。給付金の請求は正しいものであるのに、病院に確認もしないで給付金を支払わないのは不当である。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人の主張には齟齬がある。令和6年9月の面談においては、入院に至る経緯として「右手」がしびれていたと述べたが、医師の回答書では、初診時の患者の主訴内容として「左半身のしびれ」と記載されている。
- (2)申立人の入院は、病名に比して入院が長い。申立人に対し、脳梗塞の治療として、急性期に用いる投薬治療自体の確認はできたものの、主訴内容も踏まえると、投薬が必要なほどの緊急性や、約30日間という長期の入院の必要性等について確認ができず、入院・手術証明書と病院に対する照会書だけでは申立人の入院が給付金の支払事由に当たるか否かの判断をすることが困難な状況である。
- (3)当社は、病院にカルテ・看護記録等の写しの提出を依頼したが、病院からは「不可」との回答があり、その理由は、「当院では対応しません」とのことであった。
- (4)申立人は、病院から、カルテ・看護記録等の提出は不可であるも面談ならば対応可と言われているなどとして、当社において面談による調査をすべきであると主張している。しかしながら、30日間を超える入院日数の治療内容等の詳細や梗塞の程度などを面談で調査することは困難である。
- (5)入院給付金の支払事由として、その入院が本契約の約款所定の「入院」に該当することが要件となっているが、カルテ・看護記録等の提出がない状態では「入院」該当性の判断ができない。また、就業不能給付金については、本契約の約款所定の「入院」等に該当し、その状態が一定期間継続した場合に支払うが、同じくカルテ・看護記録等の提出がない状態ではそれらについて判断ができない。なお、カルテ・看護記録等の提出による給付金の

再請求は可能であり、その際は、査定を実施の上支払の可否について判断する所存である。

## ＜裁定の概要＞

### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至った経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また当審査会は、独自に外部の専門医の意見を求め、医学的判断の参考にした。

### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 現在提出されている証拠のみで、本入院について、約款所定の「入院」に該当するかどうか、および、「入院」の必要な状態が30日以上継続していたかどうかの判断のために必要な事実認定を行うことは、困難または不可能であると言わざるを得ない。
- (2) これらの事実認定をするためには、本入院についてのカルテ・看護記録等の医療記録の取り寄せが不可欠となる。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難である。